

感染症による出席停止について

下記の疾病は学校保健安全法により、お子様の健康回復と周囲への感染防止のために、出席停止となります。診断を受けられたら医師の指示に従い、安静にさせてください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

●学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間（学校保健安全法施行規則第18条19条）

感染症の種類（第2種）	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが過皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第1種…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、及び特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症

第3種…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※新型コロナウイルス感染症について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって他に手段がないなど、お子様への感染に不安がある場合は学校にご相談ください。

●医師の診断を受け、出席停止の指示を受けたとき

- 1 指示を受けた場合、早期に学校に連絡をしてください。
- 2 周囲への感染を防ぐためにも必ず医師の指示に従い、安静にしてください。
- 3 医師から登校の許可が出ましたら、登校再開時に**保護者が「感染症治癒報告書」を記入し、生徒氏名、受診した日付、医療機関名等が記入された罹患又は受診を証明できるもの（医療費明細書又は薬剤情報提供書等）のコピーを裏面に添付し、担任に提出してください。**
- 4 「感染症治癒報告書」は入学のしおりからコピーするか、本校ウェブページからプリントアウトしてください。
- 5 ご不明な点は担任、又は保健室までお問合せください。